

農政課

豪雪被害へも
県の営農維持緊急支援資金が使えます

この冬の豪雪により、農業生産施設および樹園地等に大きな被害を受けた農家は、災害復旧に必要な資金を確保するため、県の営農維持緊急支援資金を利用できます。ただし、県の雪害復旧支援対策事業または国の果樹経営支援対策事業を使用した場合は、補助残を貸付限度額とします。

この資金について町では利子補給を行いますので、どうぞご利用ください。詳しくは農政課までお問い合わせください。

【各農協の問合せ先】

- 秋田おばこ農協
 - 千畑支店 ☎0187(85)4111
 - 六郷支店 ☎0187(84)1444
 - 仙南支店 ☎0187(82)1111
- 秋田ふるさと農協
 - 金沢総合支店 ☎0182(37)2122

資金の使途●平成23年の営農に必要な運転資金または豪雪による災害復旧に必要な資金

貸付対象者●①異常気象による農作物の減収者
②豪雪による農業生産施設・樹園地等の被災者
※原則として米戸別所得補償に加入している者

融資限度額●①平成22年の農作物の減収額を限度とします。(前年比較)
②国・県の補助事業を利用した場合はその補助残、利用しない場合は原状回復に要する経費を限度とします。

貸付利率●無利子
基準利率2.85%に対し、県1.175%・町1.0875%・融資機関0.5875%を利子補給します。

融資期間●平成23年1月～平成23年11月

償還期間●5年以内(据置1年)以内

融資機関●各農業協同組合、銀行、信用金庫等

問い合わせ●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農地等を宅地等に転用する場合は
手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という長い期間を要することから、1年間に取扱うことができる件数に限りがあります。そのため、長期的な計画のもとで手続きを進めています。

やむを得ず農用地区域農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによって除外手続きができない場合もあります。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

美郷町では『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域になっています。

農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

4月1日(金)～4月28日(木)です。
申し出の際は事前に農政課までご相談ください。

問い合わせ●町農政課 農村整備班 ☎0187(84)4908

税務課

事業主の皆さんへ

eTAX 電子申告をご利用ください!

4月1日から地方税ポータルシステム(eTAX:エルタックス)を利用したインターネットによる町税の電子申告を開始します。エルタックスの電子申告を利用することにより、自宅やオフィスなどから、複数の市町村にまとめて申告手続きを行うことができます。

利用時間●午前8時30分～午後9時
(土日祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

詳しい内容や手続きについては(社)地方税電子化協議会へお問い合わせ下さい。
ホームページ <http://www.eltax.jp/>
☎0570(081)459
☎03(5765)7234(IP電話から)

※税に関することは町税務課までお問い合わせください。

次のような手続きがご利用いただけます

【個人町・県民税関係】

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に係る納入申告および特別徴収票・特別徴収税額納入内訳届出
- 公的年金等支払報告 など

【法人町民税関係】

- 中間・確定・修正申告 など

【固定資産税(償却資産)関係】

- 全資産申告
- 増加資産・減少資産申告
- 修正申告 など

固定資産税に関する帳簿の縦覧を行っています

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。ご自分が所有している固定資産の内容などを確認することができます。

手数料●無料
その他●本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)をご持参ください。

※固定資産税の納税義務者以外の方が縦覧する場合には委任状が必要です。

※土地・家屋価格等縦覧帳簿には所有者名や住所は記載されていません。

期間●4月1日(金)～5月31日(火)

時間●午前8時30分～午後5時15分

場所●美郷町役場税務課窓口

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

建設課

水洗便所への改造費用を助成しています

ご自宅のトイレを下水道や農業集落排水に接続するための工事費用を助成しています。右記の秋田県住宅リフォーム緊急支援事業との併用受給が可能です。詳細は、町ホームページまたは建設課上下水道班までお問い合わせください。

【補助の額】下水道接続工事費の3分の1以内(最大10万円)

【補助の要件】

- ・下水道または農業集落排水処理区域内にある自ら居住する住宅のトイレを水洗に改造する方
- ・町の指定を受けた町内業者が施工する工事
- ・次に該当しない方
 - 税金等(各種使用料を含む)の滞納のある方
 - 新築住宅、すでに下水道に加入している方

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

秋田県住宅リフォーム
緊急支援事業

秋田県では、住宅の増改築・リフォームに対し、工事費の10%、最大20万円を補助しています。詳細は、秋田県のホームページ「美の国ネット」または下記までお問い合わせください。

問●仙北地域振興局建設部 建築課
☎0187(63)3113